

1. 管理者（施設長）の要件

【根拠法令等】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員，設備及び運営に関する基準
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員，設備及び運営に関する基準について
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

資格要件	療養介護	医師
	就労継続支援	次のいずれかを満たす者 ① 社会福祉主事資格要件に該当する者 ② 社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者 ③ 企業を経営した経験を有する者 ④ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者
	生活介護 自立訓練 就労移行 障害者支援施設	上記①、②、④のいずれかを満たす者
責務	① 事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ② 事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。	
配置の条件	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は ①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務 のいずれかとの兼務は可。 なお、共同生活援助の管理者にあっては、専ら当該事業所の職務に従事する常勤職員であること。	

※表中に記載のない障害福祉サービス事業の管理者については、特に資格要件の定めは無い。

【社会福祉法】

(資格等)

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

※社会福祉主事任用資格の指定科目（大学、短期大学等で下記中3科目以上修めて卒業）

平成12年4月1日以降に卒業した方（34科目）

社会福祉概論・社会福祉事業史・社会福祉援助技術論・社会福祉調査論・社会福祉施設経営論・社会福祉行政論・社会保障論・公的扶助論・児童福祉論・家庭福祉論・保育理論・身体障害者福祉論・知的障害者福祉論・精神障害者保健福祉論・老人福祉論・医療社会事業論・地域福祉論・法学・民法・行政法・経済学・社会政策・経済政策・心理学・社会学・教育学・倫理学・公衆衛生学・医学一般・リハビリテーション学・看護学・介護概論・栄養学・家政学

※社会福祉主事任用資格の指定科目の読替えについては「社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等について（平成12年9月13日社援第2073号）により定められている。

※養成機関については、専門学校のほか社会福祉事業や介護保険事業の現職者を対象とした通信教育(1年間)などがある。

・全国社会福祉協議会 中央福祉学院 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44 電話 046-858-1355

・日本社会事業大学 通信教育科 東京都清瀬市竹丘3-1-30 電話 042-496-3000

※「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、精神保健福祉士等。

※福祉系の大学・短大等を卒業した場合には、社会福祉主事任用資格証明書が発行される場合があるが、一般大学の場合には、学校から出される卒業証明書と成績証明書の2点をもって確認する。

2. サービス管理責任者の要件

【配置数】

※利用者数：前年度の利用者数の平均（前年度の延べ利用者数/開所日数、新設の場合は定員の90%）による。

○ 障害者支援施設、生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援

- ・利用者が60人以下 1人以上
- ・利用者が61人以上 利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- ・常勤1人以上

○ 共同生活援助、自立生活援助

- ・利用者が30人以下 1人以上
- ・利用者が31人以上 利用者が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- ・非常勤でも可

【資格要件】

次のいずれも満たす者

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3～10年
- ② 相談支援従事者初任者研修（講義部分）受講及びサービス管理責任者研修修了

【業務】

① 個別支援計画の作成に関すること。

- ・利用者について、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で適切な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成。
- ・個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対する意見を求めること。
- ・個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ること。
- ・作成した個別支援計画を利用者に交付。
- ・個別支援計画の実施状況を把握し、6月（就労定着支援・自立生活援助及び標準利用期間が定められている自立訓練・就労移行支援にあつては3月）に1回以上見直しを実施。

② 利用者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービスの利用状況等を把握。

③ 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を実施。

④ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

【配置の条件】

専ら当該事業所の職務に従事するものであること。

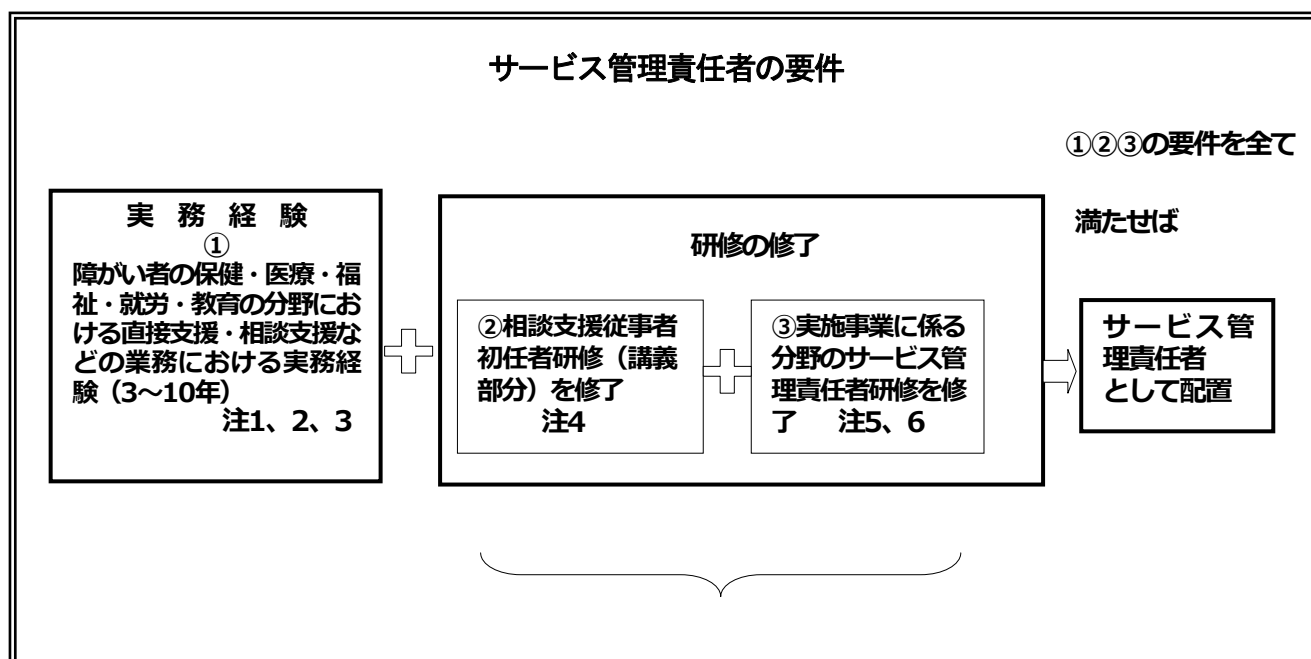
ただし、利用者の支援に支障がない場合は

- ①管理者、②人員配置基準を超える人数を配置しているサービス提供職員

のいずれかとの兼務は可。

サービス管理責任者の要件

①②③の要件を全て



(注1) 実務経験の年数及び種類については、「サービス管理責任者の実務経験一覧表」を参照。

(注2) 相談支援従事者初任者研修（講義部分）

→同研修のカリキュラム（講義20.5時間、演習11時間）のうち
講義部分の一部をいう（11.5時間）。

(注3) 実施事業に係る分野は次のとおり。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (第1分野) 介護 | : 療養介護、生活介護（施設入所支援を含む） |
| (第2分野) 地域生活（身体） | : 機能訓練 |
| (第3分野) 地域生活（身体、知的、精神） | : 生活訓練、共同生活援助 |
| (第4分野) 就労 | : 就労移行支援、就労継続支援 |
| (第5分野) 児童 | : 障害児通所支援 |

サービス管理責任者の実務経験一覧表

【根拠法令・通知等】

● 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等

(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号 平成 30 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 180 号改正)

業務範囲	業務内容	年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務 ア 施設等において相談支援業務に従事する者 ○ 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター ○ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター イ 保健医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が 1 年以上である者 ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 エ 特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者 オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5 年以上
	② 直接支援業務 カ 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 ○ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床 ○ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 ○ 保健医療機関、保険薬局、訪問看護事業所 キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者 ク 特別支援学校における職業教育の業務に従事する者 ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	10 年以上
	③ 有資格者等 コ 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者 サ 国家資格等※による業務に 3 年以上従事している者が、上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する場合	5 年以上
		3 年以上

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

(注) 実務経験及び日数換算について

1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日

以上あることを言うものとする。

例えば 5 年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が 900 日以上であるものを言う。

3. 相談支援専門員の要件（地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援関係）

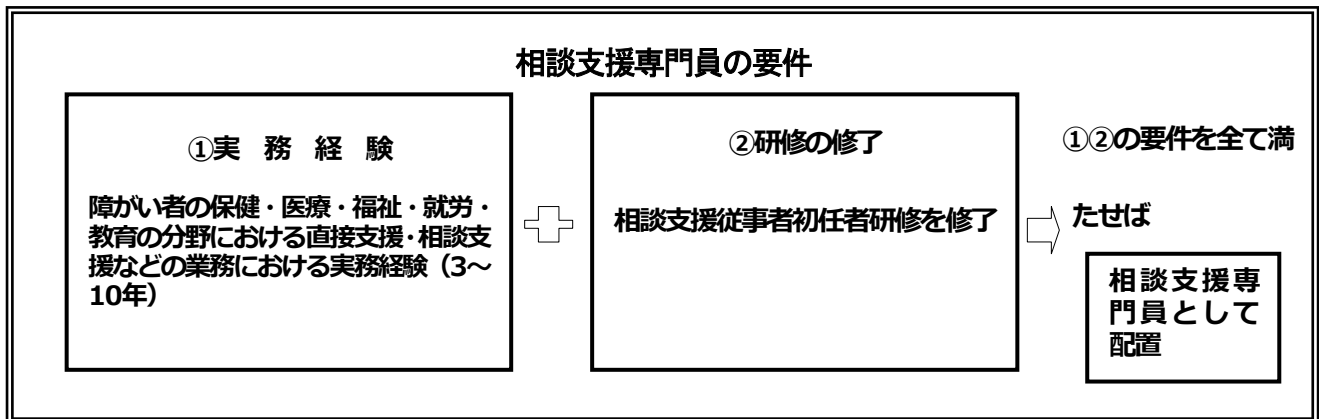
【根拠法令・通知等】

- 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

（平成24年3月30日厚生労働省告示第226号 平成26年12月22日厚生労働省告示第481号改正）

- 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

（平成24年3月30日厚生労働省告示第227号 平成26年12月22日厚生労働省告示第481号改正）



【研修受講の経過措置について】

研修受講についての経過措置はない。相談支援専門員は、実務経験年数を満たし、かつ相談支援専門員従事者初任者研修を受講している必要がある。

【要注意：相談支援専門員従事者現任研修について】

相談支援従業者初任者研修を修了した年度の翌年度から5年度（以下期限年度という。）ごとの各年度末までに、「現任研修」を修了する必要がある。

例）初任者研修を19年度に修了した場合、20～24年度までの間に「現任者研修」を修了することにより25～29年度まで相談支援専門員の要件を満たすという考え方であり、それ以降についても同様。

相談支援専門員の実務経験一覧表

	業 務 内 容	年数
相 談 支 援 業 務	ア 平成 18 年 10 月 1 日において現に下記に掲げる事業に従事する者が、平成 18 年 9 月 30 日までに従事した期間 (1) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (2) 精神障害者地域生活支援センター	3 年 以上
	イ 施設等において相談支援業務に従事する者 (1) 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 (2) 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 (3) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設 (4) 保健医療機関（病院、診療所）において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ① 社会福祉主事任用資格を有する者 ② 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者 ③ 国家資格等※を有する者 ④ イ(1)～(3)に従事した期間が 1 年以上である者	5 年 以上
	ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者	
	エ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において進路相談・教育相談の業務に従事する者	
直 接 支 援 業 務	オ オ(1)～(3)に掲げる者で、オ①～⑤のいずれかに該当する者 ①社会福祉主事任用資格を有する者 ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者 ③保育士 ④児童指導員任用資格者 ⑤精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者 (1) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者 (2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれらに準ずる者 (3) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	10 年 以上
カ オ(1)～(3)までに掲げる者で、オ①～⑤のいずれにも該当しない者		
国 家 資 格 該 当 者	キ 下記の国家資格等による業務に 5 年以上従事している者が、イ～カの業務に従事する場合 ※ 国家資格等 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	3 年 以上

・相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

・直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

(注) 実務経験及び日数換算について

1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日

以上あることを言うものとする。

例えば 5 年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が 900 日以上であるものを言う。